

別表十七（二の四）の記載の仕方

この明細書は、内国法人が措置法第66条の9の6（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の6（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合において、特殊関係内国法人、特殊関係株

主等及び外国関係法人について、株式等の所有を通じたこれらの者の関係を図示した書類を別紙に記載して添付してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。